

社会福祉法人新潟臨港福祉会

身体拘束等適正化のための指針

特別養護老人ホーム桃山園

ショートステイ桃山園

デイサービスセンター桃山園

ケアハウス桃山園

平成 31 年 4 月 1 日改正施行

内容

1. 身体拘束廃止に関する考え方.....	1
2. 身体拘束廃止に関する基本方針.....	1
3. 身体拘束廃止に関する体制.....	2
4. やむを得ず身体拘束を行なう場合の対応.....	2
5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割.....	3
6. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修.....	5
7. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針.....	5
8. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針.....	5
附 則	5

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員の一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない介護を目指すものとする。

(1) 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の規定

サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行なわないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行なうことがある。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2. 身体拘束廃止に関する基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人においては、原則として、利用者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行なう場合

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は、身体拘束対策委員会を中心に十分に検討を行ない、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合、本人・家族等への説明と同意を得るものとする。

(3) 日常の介護における留意事項

身体拘束を行なう必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう援助する。

② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げない。

③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に合ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。

- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行なっていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるよう援助する。

3. 身体拘束廃止に関する体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置等

① 設置及び目的

身体拘束適正化委員会(以下「委員会」という。)を設置し、身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざるを得ない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の解除の方法等を検討するとともに、身体拘束廃止に関する取組みを全職員へ周知する。

② 統括管理者

- イ 施設全体の身体拘束に関する統括責任者は施設長とする。
- ロ 統括責任者は、次項に掲げる職種より委員を選任する。
- ハ 統括責任者は、委員の中から委員長を選任する。

③ 委員会の構成

- イ 介護支援専門員
- ロ 生活相談員
- ハ 介護士
- ニ 看護師(准看護師)
- ホ その他施設長が必要と認める者

④ 委員会の開催

- 定例会の会議…3か月に1回開催
- 必要時の会議…随時開催

4. やむを得ず身体拘束を行なう場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢を紐で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドで体幹や四肢を紐等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢を紐等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する

- (8) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等で体幹や四肢を紐等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

① カンファレンスの実施

緊急性又は切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、各関係施設の関係者が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行なうことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認をする。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行なうことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

② 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行なっている内容と方向性、利用者の状態などを確認し、同意を得たうえで実施する。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は5年間保存、保険者の指導監査・実地指導が行われる際に提示できるようにする。

④ 拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要が無くなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合は、契約者、家族等に報告する。

5. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行なうことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

(1) 職種ごとの役割

<施設長>

- ① 委員会の統括管理
- ② 現場における諸課題の統括責任
- ③ 身体拘束の実態の把握及び管理

<医 師>

- ① 医療行為の対応
- ② 看護職員との連携

<看護職員>

- ① 医師との連携
- ② 施設における医療行為の範囲の整備
- ③ 重度化する利用者の状態観察
- ④ チームケアの確立
- ⑤ 記録の整備及び分析資料の作成

<機能訓練指導員>

- ① 機能面からの専門的指導・助言
- ② 重度化する利用者の状態観察
- ③ チームケアの確立
- ④ 記録の整備

<生活相談員・介護支援専門員>

- ① 身体拘束廃止に向けた職員教育
- ② 医療機関・家族との連絡調整
- ③ 家族の意向に添ったケアの確立
- ④ 施設のハード・ソフト面の改善
- ⑤ チームケアの確立
- ⑥ 記録の整備及び分析資料の作成

<管理栄養士>

- ① 経鼻・経管栄養から経口への取り組みとマネジメント
- ② 利用者の状態に応じた食事の工夫

<介護職員>

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ② 利用者の尊厳を理解する
- ③ 利用者の疾病、障がい等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状態を把握し、基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- ⑥ チームケアの確立
- ⑦ 記録は正確かつ丁寧に記録する

6. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行なう。なお、下記の研修は、当法人の研修委員会へ報告し、年度開始前に研修計画を立案し、計画に基づいて行うこととする。

- (1) 定期的な教育・研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

7. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、当法人の各施設に常設し、いつでも閲覧できるようにする。また、利用者及び家族等が閲覧できるようにする。

8. その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全員で以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、拘束を無くしていくよう取組んでいく必要がある。

- ・マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・事故発生時の法的責任問題の回避のために、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・認知症高齢者であるということで、安易に身体的拘束等を行っていないか。
- ・サービスの提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体的拘束等を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか。

附 則

この指針は、平成28年4月1日より施行する。

- 2 平成26年9月1日に施行した社会福祉法人新潟臨港福祉会「虐待及び身体拘束の防止に関する指針」は、平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

この指針を一部改正し、平成30年5月1日より施行する。

附 則

この指針を一部改正し、平成31年4月1日より施行する。

委員長	副委員長	委員	記録者

身体拘束に関するカンファレンス記録

身体拘束対象者	様	カンファレンス実施日	平成 年 月 日
カンファレンス実施者	(委員)		
	(処遇担当者)		

身体拘束の内容・方法 内容・その他	
----------------------	--

身体拘束を実施する理由(下記に全て記載)	
1. 切迫性について	(本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
2. 非代替性について	(身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと)
3. 一時性について	(身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること)

特記すべき心身の状況	(拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討事項等)
------------	--

身体拘束の期間等			
開始日	平成 年 月 日	解除予定日	平成 年 月 日
拘束の時間帯等			

本人・家族等への 説明予定日	平成 年 月 日(予定)		
	<input type="checkbox"/> 電話に説明 <input type="checkbox"/> 来園時に説明		
	説明担当者:		

備考欄	
-----	--

委員長	副委員長	委員	記録者

身体拘束に関する経過観察記録

記入月 平成 年 月分

利用者 居室

身体拘束の方法(該当する項目に全て記載する)

- 抑制帯などを使用した、ベッド・車いすへの体幹・四肢の抑制
- つなぎ服などの抑制着の着用
- ミトン手袋の使用
- 身体拘束にあたるベッド柵の使用
- 向精神薬の過剰投与
- 感染症による隔離以外の居室の隔離及び居室の施錠
- その他()

身体拘束開始日 平成 年 月 日 身体拘束解消予定日 平成 年 月 日

身体拘束実施時間帯

経過観察記録

記載日	利用者の状況	身体拘束の影響(心身の様子)	身体拘束の必要性
1週目		<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化あり()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2週目		<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化あり()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3週目		<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化あり()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
4週目		<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化あり()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

カンファレンス記録(グループ会議・サ担・モニタリング)

身体拘束解消についての可能性・今後の取り組み